

鹿児島県建築物耐震改修促進計画の改定について

1 計画の概要

(1) 改定理由

耐震改修促進法に基づく国の基本方針の改正(R3年12月)を踏まえ、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画(H19.7策定, H29.12改定)」を見直し、建築物等の耐震化を一層促進する

(2) 計画期間

令和4年度から令和12年度まで

(3) 対象建築物

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物



《大阪北部を震源とする地震の被災状況》

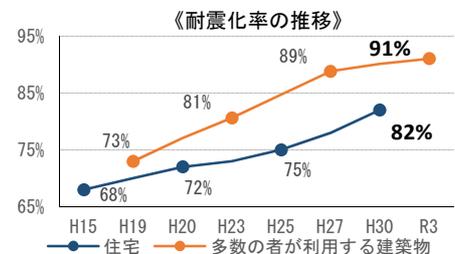
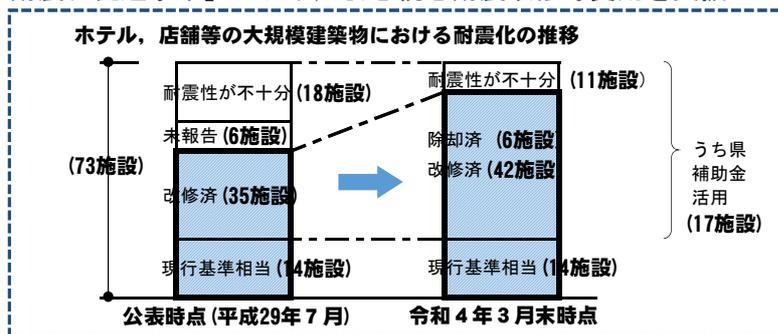
2 耐震化の現状及び目標の見直し

項目	現状(耐震化率)	新たな目標
(1) 住宅	約82%(平成30年)	耐震性が不十分な住宅を 令和12年までに概ね解消
(2) 多数の者が利用する建築物 〔病院、店舗、ホテル等は3階以上かつ 1,000㎡以上〕	約91%(令和3年度末)	耐震性が不十分な建築物を 令和12年までに概ね解消
うち耐震診断義務付け対象建築物 ・防災拠点建築物 〔市町村庁舎等の災害応急活動拠点や 1,000㎡以上の避難所等〕	約80%(令和3年度末) 約75%(令和3年度末)	耐震性が不十分な建築物を 令和7年までに概ね解消(新設)
・ホテル、店舗等の大規模建築物 〔ホテル、店舗、病院等は3階以上かつ 5,000㎡以上〕	約85%(令和3年度末)	

3 その他の改定の概要

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進

- ・ 防災拠点建築物※について、補助制度に係る情報提供等必要な助言を行う ※耐震性が不十分な施設 16施設/対象65施設(R4.3)
- ・ ホテル、店舗等の大規模建築物について、「鹿児島県建築物耐震化促進事業」により、引き続き耐震改修等費用を支援



《奄美市役所(除却・建替工事実施)》

(2) ブロック塀等の安全確保対策

- ・ 平成30年の大阪府北部地震による被害を踏まえ、通学路等における危険なブロック塀等について、市町村や関係団体と連携しつつ、実態把握や安全点検に努めるとともに、所有者等に対し、点検・補強方法、専門家、助成制度等に関する情報提供・助言等を行い、ブロック塀等の安全確保対策を促進

(3) 相談体制の充実

- ・ 市町村や関係団体と連携した、建築物の耐震診断及び耐震改修やブロック塀等の安全確保対策に関する相談窓口の充実を図るため、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の参考となる事例集等を作成し、ホームページ等での公表や相談窓口で活用するほか、所有者等の個別の事情に応じた助言等を実施



《県内の耐震改修工事の事例》